



2026年5月1日

各 位

会 社 名 株式会社 トーシンホールディングス
代表者名 代表取締役社長 石田 雅文
(コード：9444 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役副社長兼管理部長 旭 萌々子
(TEL. 052-262-1122)

社内検証委員会の検証結果報告書受領及び公表に関するお知らせ

当社は、2025年12月15日付「調査委員会設置に関するお知らせ」及び2026年1月9日付「社内検証委員会委員選任に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社の会計監査人である監査法人アリアから、実効性ある再発防止策の実行や過年度決算の訂正処理の正確性や網羅性についての自主的な検証が未了であり、これらについて監査手続きを完了できない状況であったと指摘を受けており、今一度当社の決算・内部統制・ガバナンス等を専門的及び客観的な見地から検証し、過年度有価証券報告書等に関する問題の有無等を明確にするために、社内検証委員会を設置し、検証を進めてまいりました。

当社は、2026年4月30日に社内検証委員会より検証結果報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

社内検証委員会の調査結果につきましては、添付の「検証結果報告書【公表版】」をご覧ください。当該検証結果報告書につきましては、プライバシー、個人情報、機密情報の保護等の観点から、部分的な非開示措置を施しております。

なお、今回の社内検証委員会の調査結果を受け、少なくとも過去に提出済みの第39期2025年4月期（自2024年5月1日至2025年4月30日）の有価証券報告書に記載されております連結財務諸表に必要と認められる訂正を行う予定です。

株主・投資家の皆様をはじめ、全てのステークホルダーの皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以上

株式会社トーシンホールディングス 御中

検 証 結 果 報 告 書

【公表版】

2026年4月30日

株式会社トーシンホールディングス 社内検証委員会

委員長 井 上 寅 喜

委 員 大 橋 大 輔

委 員 平 井 太

目次

| | | |
|----|--|----|
| 第1 | 社内検証委員会について | 1 |
| 1 | 社内検証委員会設置の経緯 | 1 |
| 2 | 当委員会の受嘱事項及び当委員会の検証作業の範囲 | 2 |
| 3 | 当委員会の構成 | 3 |
| 4 | 当委員会の独立性等 | 3 |
| 5 | 当委員会の活動期間及び検証作業の概要 | 3 |
| | (1) 当委員会の活動期間 | 3 |
| | (2) 関係資料の閲覧及び分析 | 4 |
| | (3) 当社委託に係る外部専門家らとの打合せ | 4 |
| | (4) 関係者のインタビューの実施 | 4 |
| | (5) その他の検証作業 | 4 |
| 第2 | 過年度有価証券報告書の訂正報告書等に関する検証：委嘱事項(1) | 5 |
| 1 | 当委員会による検証作業の概要等 | 5 |
| 2 | 主な検証作業及びその結果 | 7 |
| | (1) キャッシュバック未払金の金額及び網羅性に係る検証 | 7 |
| | (2) 二次代理店との間における債権債務の認識に係る検証 | 13 |
| 第3 | 内部統制・ガバナンス体制に関する検証：委嘱事項(2) | 16 |
| 1 | 第三者委員会において指摘された問題点等 | 16 |
| 2 | 当委員会が重視した問題点に係る是正・改善状況及び今後の課題 | 19 |
| | (1) 業務プロセスにおける問題点及びその改善状況 | 19 |
| | (2) 三様監査における問題点及びその改善状況 | 23 |
| | (3) 経営陣における問題点及びその改善状況 | 25 |
| 第4 | 携帯電話事業におけるキャッシュバックに関する契約上及び法令上の問題の有無に関する検証：委嘱事項(3) | 32 |
| 1 | 委嘱事項(3)の概要 | 32 |
| 2 | 指摘1について | 32 |
| | (1) 問題の所在 | 32 |
| | (2) 自主規制ルールとの関係 | 33 |
| | (3) 不正契約の可能性とその影響 | 34 |
| 3 | 指摘2について | 35 |
| | (1) 問題の所在 | 35 |
| | (2) 関係法令等への抵触の有無 | 37 |
| | (3) キャリアとの契約違反の有無 | 38 |
| 第5 | 結び | 39 |

第1 社内検証委員会について

1 社内検証委員会設置の経緯

株式会社トーシンホールディングス（以下「当社」という。）は、主として当社の子会社である株式会社トーシンモバイル（以下「TSM」という。）が行う移動体通信関連事業において発覚した不適切な会計処理を伴う事案、具体的には

- | |
|---|
| (1) キャッシュバックに係る債務の支払遅延の疑義を主な内容とする事案（以下「第1事案」という。）【1】 |
| (2) 二次代理店向けの代理店精算の適正性に係る疑義を主な内容とする事案（以下「第2事案」という。）【2】 |

につき、それぞれ第三者委員会を設置し、各第三者委員会から事実関係の調査結果及び原因分析の報告を受けるとともに再発防止策の提言を受けた（以下、第三者委員会(1)及び(2)を合わせて、単に「第三者委員会」と呼称することがある。）。これを受け、当社は、2025年10月31日、過年度有価証券報告書等の訂正報告書【3】及び2025年4月期有価証券報告書、過年度内部統制報告書の訂正報告書【4】及び2025年4月期内部統制報告書を東海財務局に提出したが、当社の会計監査人である監査法人アリアからは、これら訂正報告書等につき結論不表明又は意見不表明とされた監査報告書等を受領していた。

また当社は、第1事案に続いて第2事案が発覚したことなどにより、2025年11月22日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）から

| |
|---|
| 元代表取締役会長の倫理観・誠実性の欠如などにより、...全社的なガバナンスの機能不全に陥り、長期間にわたり複数の不適切会計が行われた結果、投資者の投資判断に深刻な影響を与える虚偽と認められる開示が行われ...監査意見等が意見不表明等となったものであり、...内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められる |
|---|

などと言及されて特別注意銘柄の指定を受けた【5】。

1 第1事案に係る第三者委員会の調査報告書は2025年2月13日に当社に提出・公表されているところ、以下、同第三者委員会を「第三者委員会(1)」、同調査報告書を「調査報告書(1)」という。

2 第2事案に係る第三者委員会の調査報告書は2025年8月29日に当社に提出・公表されているところ、以下、同第三者委員会を「第三者委員会(2)」、同調査報告書を「調査報告書(2)」という。本報告書においては、調査報告書(2)において「本事案」、「類似事案」、「新規発覚事案」とされた事案を合わせて「第2事案」と呼称することがある。

3 2020年4月期第1四半期から2025年4月期半期までの各四半期報告書（・半期報告書）及び各有価証券報告書に係る訂正報告書である。

4 2020年4月期から2024年4月期までの各内部統制報告書に係る訂正報告書である。

5 日本取引所グループHP「特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求：(株)トーシン

こうした中、当社は、特別注意銘柄の指定解除に向け、第三者委員会の原因分析及び再発防止策の提言を踏まえた実効性ある再発防止策の策定及び実行に取り組んでいたが、2025年12月、監査法人アリアや関係省庁とのコミュニケーションの過程で「実効性ある再発防止策の実行や過年度決算の訂正処理の正確性や網羅性についての自主的な検証」が必要であると認識し、当社と利害関係のない外部専門家から構成される委員会を設置して同委員会に当該検証を委嘱する方針とした【6】。

このような経緯のもとで、当社は、2026年1月9日、前記検証を目的とした社内検証委員会（以下「**当委員会**」という。）を設置した【7】。

2 当委員会の受嘱事項及び当委員会の検証作業の範囲

当委員会の受嘱事項は、以下の3点である。

- (1) 過年度有価証券報告書の訂正報告書等に関する検証：受嘱事項(1)
- (2) 内部統制・ガバナンス体制に関する検証：受嘱事項(2)
- (3) 携帯電話事業におけるキャッシュバックに関する契約上及び法令上の問題の有無に関する検証：受嘱事項(3)

この点、当委員会による検証作業の対象は、前記受嘱事項の範囲内の事項に限られており、当委員会は、その範囲を超えた検証作業や調査を実施していない。そのため、当委員会の検証結果は、未検出の会計不正又は不適切な会計処理がないことを担保するものではない。

また、当委員会は、あくまで受嘱事項(1)ないし(3)の検証のみを目的として組織されたものであって、事実関係の解明等のための「調査」そのものを目的として組織されたものではなく【8】、加えて、当社が過去に設置した2例の第三者委員会の調査結果の検証を直接の目的として組織されたものでもない。

当委員会は、第三者委員会による各調査が、専門知識・経験を有する弁護士・公認会計士といった外部専門家により相当期間にわたって実施されたことに鑑み、その調査結果等が正当なものであることを前提とし、基本的にはこれら調査

ホールディングス」を参照されたい。

6 当社 HP「改善計画の策定方針に関するお知らせ」を参照されたい。

7 当社 HP「社内検証委員会委員選任に関するお知らせ」を参照されたい。

8 日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（2010年7月15日策定・2010年12月17日改訂）においては、「調査を実施し、事実認定を行い、これを評価して原因を分析する」ことがいわゆる第三者委員会の活動として記載されているところ、当委員会は、調査に基づく事実認定やその評価による原因分析等を直接の目的としない。

結果等に依拠した上で受嘱事項(1)ないし(3)の検証を行った。

他方、当委員会は、前記受嘱事項に係る検証過程において必要と認めた場合には、第三者委員会が時間的な制約等により実施できなかったと思われる一部の調査手続を追加的に実施するよう努めるとともに、第三者委員会による調査結果の内容を理解する上で疑問を抱くことがあれば当該部分につき批判的な検証を行うなどした。

3 当委員会の構成

当委員会の構成は以下のとおりである。また、当委員会は、株式会社アカウンティング・アドバイザー所属の公認会計士1名（齋藤太郎）を当委員会の補助者とし、当委員会の検証作業に従事させた。

| |
|--|
| 委員長 井上寅喜 (公認会計士：株式会社アカウンティング・アドバイザー) |
| 委員 大橋大輔 (公認会計士：株式会社アカウンティング・アドバイザー) |
| 委員 平井太 (弁護士：株式会社アカウンティング・アドバイザー) |

さらに、当委員会は、当社が再発防止策の実行や過年度決算の訂正処理等に係る業務を委託した公認会計士5名（以下「当社委託に係る外部専門家」という。）からその作業結果の共有を受けるなどし、これを当委員会の検証に利用するなどした。

4 当委員会の独立性等

当委員会の委員及び補助者は、当委員会設置以前、当社又はその子会社と何ら契約関係等はなく、特段の利害関係はない。

5 当委員会の活動期間及び検証作業の概要

(1) 当委員会の活動期間

当委員会は、その設置日である2026年1月9日から同年4月30日まで、下記の検証作業を実施した。

(2) 関係資料の閲覧及び分析

当委員会は、当社から提供を受けた関連資料を閲覧、分析した。

(3) 当社委託に係る外部専門家らとの打合せ

当委員会は、前記活動期間において、1週間に1回程度、合計13回にわたり、当社委託に係る外部専門家らとの打合せを実施し、当委員会の検証作業の状況及び当社委託に係る外部専門家の作業状況を相互に共有するなどした。

(4) 関係者のインタビューの実施

当委員会は、社内関係者16名、社外関係者5名に対し、延べ28回にわたりインタビューを実施した。

他方、当委員会は、石田信文氏（当社元会長。以下「信文氏」という。）ら関係者数名に対し、インタビューの実施を依頼したものの、応答がない又は謝絶されるなどの理由により、インタビューを実施することができなかった。なお、信文氏へのインタビュー依頼に関しては、2026年4月17日付で別紙の内容を記載した内容証明郵便を当委員会から信文氏に送付したところ（同月19日付配達）、同月24日付（同月27日頃到着）で、信文氏から、

信文氏が当社から何の説明も受けていないため、(1)当委員会と当社との関係性【9】、(2)聴取依頼の目的・必要性、(3)聴取結果の利用の途の3点について当社から信文氏に文書で説明するよう求める旨及び当社からの文書を見て対応を決める旨

の書面回答があった。当委員会がこのような経緯を当社に共有したところ、当社からは、当社が信文氏にあらためて連絡・説明する意思はない旨の連絡が当委員会宛にあった。そのため、当委員会は、信文氏のインタビューについては実施困難と判断し、その実施を断念した。

(5) その他の検証作業

当委員会は、前記作業のほか、TSMにおけるモバイル直営事業の店舗への往査を実施し、また、後記のTSMと二次代理店との債権・債務の認識に係る交渉や一部の当社取締役会に陪席するなどした。

⁹ 信文氏から当委員会宛の書面には「貴社と株式会社トーシンホールディングスとの関係性」と記載されていたため、当委員会の委員3名が所属する株式会社アカウンティング・アドバイザーと当社との関係性との趣旨であったかもしれないが、書面自体は当委員会宛の書面であったため、当委員会としては本文記載の趣旨と考えた。

第2 過年度有価証券報告書の訂正報告書等に関する検証：委嘱事項(1)

1 当委員会による検証作業の概要等

第1・1に記載のとおり、当社は、2025年10月31日、2020年4月期から2025年4月期半期までの過年度有価証券報告書等の訂正報告書及び2025年4月期有価証券報告書を東海財務局に提出したものの、当社の会計監査人である監査法人エリアからは、これらの訂正報告書等につき意見不表明とされた監査報告書等を受領し、2025年11月22日、東京証券取引所から特別注意銘柄の指定を受けた。

なお、2025年10月31日に提出した訂正報告書及び有価証券報告書には、第三者委員会(2)の調査結果を反映した仕訳が取り込まれているところ【10】、当委員会の検証対象は、過年度有価証券報告書の訂正報告書等に関する検証であり、第三者委員会の調査結果の検証ではない。そのため、検証対象には、第三者委員会の調査対象となった事案に係る事項もあれば、その調査対象とされていない事項もあるため、その点、留意されたい。

当社は、監査法人エリアから、過年度決算の訂正処理の正確性や網羅性についての自主的な検証が未了であり、これらについて監査手続を完了できない状況であると指摘を受けていたことから、過年度決算の訂正処理の正確性及び網羅性についての検証作業を実施した上で、再度、過年度決算の訂正を行うこととなった。

当社委託に係る外部専門家及び当委員会により、過年度決算の訂正処理の正確性及び網羅性についての検証を行った結果、2020年4月期から2025年4月期第3四半期の過年度決算については、正確かつ網羅的に訂正処理を行うのに必要なデータ・証憑が当社に残っておらず、また、第三者委員会(2)から調査報告書(2)において指摘された過年度の不適切な会計処理に係る十分なデータ・証憑の共有を受けられなかったこともあり、同期間の過年度決算については、正確及び網羅的な訂正処理を行うことが困難な状況と認められた。そのため、当社及び当委員会は、当委員会の検証作業との関係においては、差し当たり2025年4月期末の貸借対照表残高（2026年4月期の期首残高）についてのみ訂正処理を行うことが合理的であると判断した。

10 この点、当社は、第三者委員会(2)から当該仕訳の概要について説明を受けたものの、その仕訳の根拠資料（調査報告書(2)において指摘された過年度の不適切な会計処理に係る十分なデータ・証憑）の提供を受けないまま、当該仕訳を当社の財務諸表に反映させたとのことである。

2025年4月期末の貸借対照表残高に係る訂正処理の項目及び純資産の訂正金額は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 項目 | 金額 |
|-----------------------------------|-----------|
| 2025年4月末純資産残高(訂正前)(a) | 2,419,185 |
| 訂正項目 | |
| ① キャッシュバック未払金 | ▲7,471 |
| ② 二次代理店【 ¹¹ 】に対する債権・債務 | ▲102,553 |
| ③ 敷金・保証金 | ▲26,550 |
| ④ 預り敷金・前受家賃 | 51,246 |
| ⑤ 過年度売掛金 | 42,902 |
| ⑥ 前払費用 | 18,898 |
| ⑦ リース | 8,307 |
| ⑧ 税金 | ▲52,819 |
| ⑨ その他の訂正 | 11,754 |
| 訂正項目①～⑨合計(b) | ▲56,285 |
| 2025年4月末純資産残高(訂正後)(a)+(b) | 2,362,900 |

なお、前記の訂正処理の項目及び純資産の訂正金額については、本報告書提出時点では監査法人アリアの監査が完了しておらず、今後の監査の過程等で変更される可能性がある。

本報告書においては、当委員会が実施した受嘱事項(1)に係る検証のうち、

- 第1事案において主たる調査対象となったキャッシュバックの未払額の特定及び債務の網羅性に係る検証(後記2・(1))
- 第2事案において主たる調査対象となった代理店精算【¹²】に関する、二次代理店との間における債権債務の認識に係る検証(後記2・(2))

の2項目の内容について記載する。

これら検証の概要を記載すると、まず、当委員会は、キャッシュバックの未払額に関し、現金主義ではなく発生主義で計上すべきとの第三者委員会(1)の指摘を踏まえてTSMが計上したキャッシュバック未払金の計上金額の網羅性等の検証を実施した。

また、当委員会は、代理店精算に関し、調査報告書(2)の受領後もTSMの二次

¹¹ 調査報告書(2)と同様、「TSMがキャリアから受託した携帯電話サービス契約の加入取次等の業務の再委託先」を指す。

¹² 代理店精算とは、「TSMから二次代理店への端末販売等の請求とインセンティブ(販売奨励金及び販売支援金等)等の支払との精算」(調査報告書(2)・iv頁)を指す。

代理店である A 社との間における債権債務の精査・再計算が TSM において継続されていたため、そのような TSM における精査・再計算の妥当性等につき検証を実施した。

2 主な検証作業及びその結果

(1) キャッシュバック未払金の金額及び網羅性に係る検証

ア キャッシュバックの業務プロセス等の概要

キャッシュバックとは、「モバイル直営事業において主に回線契約を締結したエンドユーザーへ実施する現預金の支払」（調査報告書(1)・5頁）を指し、TSM においては、各店舗に訪れた顧客（エンドユーザー）に対する回線契約締結の優遇措置として事後の現金支払（キャッシュバック）を約束し、数か月後に、顧客が指定した口座に振り込む方法でキャッシュバックの支払を実施していた。

キャッシュバックの約束から支払までの業務プロセスの大まかな流れは、下記のとおりである。より詳細なキャッシュバック施策の業務プロセスについては、調査報告書(1)・13～14頁を参照されたい。

| | |
|---|---|
| 1 | 各店舗の従業員は、顧客に対しキャッシュバックを約束した際、その還元金額等を記載した「購入特典受領書」を顧客に交付する |
| 2 | 各店舗の従業員は、一定期間における顧客へのキャッシュバックの内容をまとめたエクセルファイル（以下「購入特典振込一覧表」という。）を、購入特典受領書の PDF ファイルとともに本社営業課に送付する |
| 3 | 顧客は、購入特典受領書の記載に従って、キャッシュバックの振込先口座情報をメール（以下「口座情報メール」という。）で送付し、振込先口座を指定する |
| 4 | 管理部経理課は、口座情報メールの送付のあった顧客に対し、キャッシュバック施策の約束後、一定期間後【13】に振込先口座への振込みによってその支払を実施する |

なお、TSM は、従前、キャッシュバックの支払を顧客に約束した時点でその債務を認識せず、その支払時に「販売促進費」として費用計上する会計処理

¹³ 調査報告書(1)・14頁に記載のとおり、購入特典受領書のひな型には、2023年1月1日以降は、口座情報メール送付後「約3ヵ月～4ヵ月間程度で振込」（原文ママ）と記載され、2024年8月10日以降は、口座情報メール送付後「約5ヵ月～7ヵ月間程度で振込」（原文ママ）と記載されていたが、当委員会が確認したところ、基本的にはキャッシュバックの約束から2か月後に支払う運用がなされていた。

(現金主義による会計処理)を採っていたが、第三者委員会(1)の指摘【14】を受けて、2025年4月期第3四半期以降(2024年11月以降。ただし、実際にそのような業務運用がなされるようになったのは、調査報告書(1)の提出を受けた2025年2月以降である。)は、原則としてキャッシュバックの支払を顧客に約束した時点、すなわちキャッシュバックに係る債務の発生時点でキャッシュバック未払金を計上し、その支払時に未払金を取り崩す会計処理(発生主義による会計処理)を採用することとした。また、TSMは、当該発生主義による会計処理の採用に伴い、2023年4月期第3四半期から2025年4月期第2四半期までの各四半期末における発生主義で会計処理した場合のキャッシュバックの未払金残高を過去に遡って帳簿上に計上した。

イ 第三者委員会(1)の指摘内容

第1事案は、いわゆるキャッシュバック【15】に関し「想定していた以上のキャッシュバックが現場で行われていた可能性があること、当該キャッシュバックの一部がエンドユーザーに対して未払となっていること、これらの内容が決算上適切に反映されていない可能性」があるとして、当該疑義に係る事実関係の調査が実施されたという事案である。調査報告書(1)によれば、第三者委員会(1)が設置されるまでのキャッシュバックの未払額の支払遅延状況及び当社又はTSMの対応の大きな流れは下記のとおりである【16】。

| | |
|------------|---|
| 2023年3月頃以降 | 店舗から本部にあがってくるキャッシュバック金額が増加し...毎月の支払額が経理財務課【17】、営業課双方の関与のもとで管理調整(すなわち、毎月の支払額を店舗から上がってきた金額全てにするのではなく、その一部分とし、残部を翌月以降の支払に繰り延べること。以下同じ。)されていた(調査報告書(1)・15頁) |
| 2024年1月以降 | 顧客から各店舗に対し、キャッシュバックの支払がないといったクレームが、徐々に始まるようになった(調査報告書(1)・33頁) |
| 2024年9月頃 | 会長【18】が、経理担当取締役に対し、会社として未払となっているキャッシュバックの総額を把握し、支払義務 |

14 当該指摘の内容については、調査報告書(1)・21~22頁を参照されたい。

15 調査報告書(1)と同様、「モバイル直営事業において主に回線契約を締結したエンドユーザーへ実施する現預金の支払」を指す。

16 なお、これら抜粋した事実関係については、当委員会の検証作業としての資料閲覧やインタビューにおいても確認された。

17 経理財務課は、2024年3月以降は経理課と財務課に分離された。

18 当社元会長である信文氏を指す。

| | |
|-----------------------|--|
| | のあるものとなないものを選別する目的で、一旦キャッシュバックの支払の停止を指示する(調査報告書(1)・34頁) |
| 2024年10月6日 | 前任監査人宛てに、匿名で、1年以上前から1億円以上のキャッシュバックの未払額があり、経理担当取締役がこれを知りながら意図的に隠ぺいしたこと等を指摘する趣旨のメールが届く(調査報告書(1)・34頁) |
| 2024年10月11日、 同月15日 | TSMが、会社として支払う必要があると考えたキャッシュバックの未払額約60百万円をエンドユーザーに支払う(調査報告書(1)・34頁) 注：当委員会が確認したところ、2024年10月11日及び同月15日のキャッシュバックの支払額は合計約70百万円であった。 |

このような経過を踏まえて第三者委員会(1)が設置され、キャッシュバックの未払額が決算上適切に反映されていない可能性等についての調査が実施されたところ、調査報告書(1)において

会社のキャッシュバック管理帳票である『顧客還元一覧』(注：その内容についてはおって説明する。)にて管理されていない重要な未払キャッシュバックの存在はうかがわれなかった(調査報告書(1)・16頁)

と結論付けられるとともに、前記のとおり、キャッシュバックの支払については発生主義による会計処理を採用すべきである旨が指摘された。他方、その影響額の特定についてはTSMに委ねられたため(調査報告書(1)・23～24頁参照)、当委員会は、TSMによるキャッシュバック未払額の影響額の特定及びこれによる訂正の内容を検証することとした。

ウ 当委員会による検証作業の内容

TSMは、第三者委員会(1)の指摘を踏まえ、概略、前記「顧客還元一覧」において管理されていたキャッシュバックの未払額の一部をキャッシュバック未払金として追加計上した。この点、「顧客還元一覧」について補足的に説明すると、顧客還元一覧とは、前記2024年9月の信文氏の指示、すなわち、同時点でのキャッシュバックの未払額を把握するようにとの指示を受けて、営業課や管理部経理課の従業員らにより作成されたExcelファイルである。顧客還元一覧には、2024年9月時点で支払が遅延していたと考えられる、2023年8月以降のキャッシュバック施策の月次の発生額・支払額・未払額が記載されている。

そして、顧客還元一覧等によれば、2024年9月末時点のキャッシュバックの未払額(ただし、2023年8月から2024年8月において発生していたもの)は合計約140百万円であり【19】、そのうち「会社として支払う必要があると考えた」金額である(調査報告書(1)・34頁)約70百万円についてのみ、2024年10月11日及び同月15日に顧客への支払が実施され、「短期的に回線契約が解約される等の一定の条件に該当するため支払保留」(調査報告書(1)・18頁)とされた残りの約70百万円については支払が留保された。

このように、顧客還元一覧によれば、第三者委員会(1)が「基準日」とした2024年10月15日時点におけるキャッシュバックの未払額(2024年10月11日及び15日の支払後の未払額)は、合計約70百万円であったと認められる。TSMは、調査報告書(1)の提出を受け、顧客還元一覧記載の未払額(ただしその一部)を2025年4月期第2四半期末におけるキャッシュバック未払金として帳簿上に計上する訂正処理を行った(以下、発生主義の採用による未払金の計上と合わせ、「キャッシュバックに係るTSMの訂正処理」という。)

当委員会は、まず、キャッシュバックに係るTSMの訂正処理が依拠した顧客還元一覧の信頼性を検証したが、顧客還元一覧には一部において明らかにダミーデータと認められる入力がある【20】など、その信頼性に疑義を抱いた。そのため、当委員会は、TSMの財務諸表に計上されたキャッシュバック未払金の正確性や網羅性等につき、さらなる検証作業が必要であると判断した。

そこで当委員会は、顧客還元一覧以外の資料からキャッシュバックの発生総額を把握する必要があると考え、2022年3月から2025年4月までの購入特典振込一覧表を入手し【21】、TSMが顧客に対して約束したキャッシュバックの金額を全て集計することにより、直近3年間におけるキャッシュバックの発生総額を把握した。

¹⁹ そのため、顧客還元一覧に照らせば、2024年10月6日時点の「1年以上前から1億円以上のキャッシュバックの未払金がある」旨の会計監査人(前任)宛てのメールにおける指摘は概ね正当であったといえる。

²⁰ 前記のとおり、顧客還元一覧には、2023年8月以降のキャッシュバック施策の月次の発生額・支払額・未払額が記載されていたところ、既払額の内訳(キャッシュバック支払済みの顧客)に関し、「チンギス ハン」など明らかにダミーデータと考えられる氏名が入力されるなどしていた。

²¹ TSMにおいては、従前、キャッシュバックの発生総額及び内訳を把握するためのリストが作成・管理されていなかったため、当委員会においてこれを把握するためのリストを作成し、キャッシュバックの発生総額及び内訳を把握する必要が生じた。ただし、時間的制約等に鑑み、直近3年分の金額を精査対象とした。なお、2022年3月は、2023年4月期の始期である2022年5月に支払われたキャッシュバックを顧客に約束した時期である(キャッシュバック施策を顧客に約束した時点から2か月後に支払う運用がなされていたことについては前述のとおり。)

また、当委員会は、キャッシュバックに係る月次の支払データを入手し、当該データを集計することにより、キャッシュバックの支払総額を把握した。

そして、当委員会は、購入特典振込一覧表の集計により把握したキャッシュバックの発生総額から支払データの集計により把握した支払総額を控除することでキャッシュバックの未払額を算定した。

2023年4月期第2四半期から2025年4月期第4四半期までの各四半期末におけるキャッシュバックの発生総額（累計額）及び支払総額（累計額）、発生総額と支払総額の差額であるキャッシュバックの未払額は下表のとおりである。

（単位：千円）

| 四半期末 | キャッシュバック 発生総額 (a) | キャッシュバック 支払総額 (b) | キャッシュバック 未払額 (a)-(b) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
| 2023年4月期第2四半期 | 176,664 | 115,854 | 60,810 |
| 2023年4月期第3四半期 | 288,902 | 206,703 | 82,199 |
| 2023年4月期第4四半期 | 509,798 | 332,987 | 176,811 |
| 2024年4月期第1四半期 | 685,708 | 458,376 | 227,332 |
| 2024年4月期第2四半期 | 835,873 | 592,261 | 243,612 |
| 2024年4月期第3四半期 | 925,396 | 668,092 | 257,304 |
| 2024年4月期第4四半期 | 966,398 | 779,425 | 186,973 |
| 2025年4月期第1四半期 | 993,442 | 830,629 | 162,812 |
| 2025年4月期第2四半期 | 1,020,548 | 923,285 | 97,263 |
| 2025年4月期第3四半期 | 1,068,090 | 985,800 | 82,290 |
| 2025年4月期第4四半期 | 1,120,386 | 1,032,785 | 87,600 |

その結果、2025年4月期第2四半期末（2024年10月末）時点のキャッシュバックの未払額は約97百万円と算定された。他方、同時点でTSM財務諸表上に計上されているキャッシュバックに係る未払金残高は約83百万円（キャッシュバックに係るTSMの訂正処理後の金額）であり、当委員会の検証結果より約14百万円の過少との結果となった。

この点、キャッシュバックに係るTSMの訂正処理においては、顧客還元一覧において記録されていた特定のキャリアとの回線契約に係るキャッシュバックの未払金額約26百万円（2024年10末日時点の金額。以下「特定のキャリアに係る未払額」という。）が考慮されておらず、TSM財務諸表に計上されているキャッシュバックに係る未払金残高（以下「TSM計上額」という。）と、当委員会の検証結果との差額の一因は、このような特定のキャリアに係る

未払額の未計上にあるものと考えられる。仮にこれを計上すると、2025年4月期第2四半期末時点のキャッシュバックの未払金残高は当委員会の検証結果に比して約12百万円過大となり、結局、当該差額は埋まらない【22】。もっとも、TSMとしては、このような特定のキャリアに係る未払額についても支払義務を負っているものと考えられるため、当該差額は措くとしても、キャッシュバックに係るTSMの訂正処理時に特定のキャリアに係る未払額についても計上すべきであったと考えられる。

他方、TSM計上額と当委員会の検証結果との差額は約14百万円の過少又は約12百万円の過大であり、両者の乖離は多額とはいえない。そのため、当委員会は、特定のキャリアに係る未払額の未計上部分を除けば、「顧客還元一覧」を元にキャッシュバック未払金を追加計上したTSMの訂正処理は妥当なものであるとの心証を得た。

エ キャッシュバックの要支払額についての補足説明

前記のとおり、TSMは、2024年10月、支払が遅延していたキャッシュバックの未払額約140百万円のうち、約70百万円については顧客に支払ったものの、その残額約70百万円については「短期的に回線契約が解約される等の一定の条件に該当するため支払保留」（調査報告書(1)・18頁）するとして支払わなかった（以下「支払保留分」という。）。支払保留分については、以降、顧客から不払いに係るクレームが来た場合にはこれを支払う方針、裏を返せばこのようなクレームが来ない限りはこれを支払わない方針とされ、本報告書提出時点においても、約45百万円ないし約47百万円の未払額が認められる。

この点、キャッシュバックの支払は、TSMと顧客との合意に基づく支払であるところ、当該合意においては、その支払の条件として「短期的に回線契約が解約され」ないことなどの条件は付されていない。そのため、仮に顧客が回線契約後にこれを短期で解約したとしても、そのためにTSMによるキャッシュバックの支払が不要となるわけではなく、TSMには依然として顧客に対するキャッシュバックの支払義務が残存するものといえる【23】。また、購入特典

²² 当委員会の検証は、2022年2月以前に実施されたキャッシュバック施策の発生額をカウントしていない一方で、2022年5月以降の支払額の中にはこれらカウントされていない2022年2月以前に発生したものの支払も一定額含まれているところ、その検証結果は、本来のあるべき未払額よりも過少な金額になるものと考えられる。

²³ 調査報告書(1)・22頁における「そもそも短期解約によってキャリアからインセンティブが支払われないことを理由に、短期解約したエンドユーザーに対するキャッシュバック支払債務が消滅するかも疑問である」との指摘は、当委員会による本文の指摘と同旨の指摘と思われる。

受領書におけるキャッシュバックの支払時期に係る記載【²⁴】に照らせば、このようなキャッシュバックの支払義務は、TSM が口座情報メールを受領した後、4 か月ないし 7 か月後までには支払う必要があり、これ以降はキャッシュバックの債務に係る履行遅滞に陥るものとも考えうる。

そのため、前記未払額約 45～47 百万円についてはそのほとんどが履行遅滞に陥っている可能性があり、当社及び TSM としては、これら未払額への対応方針を早急に検討すべきである【²⁵】。

(2) 二次代理店との間における債権債務の認識に係る検証

ア A 社との代理店精算の概要

TSM は、キャリアの一次代理店として、キャリアから仕入れた移動体通信機器等の販売及びキャリアが提供する携帯電話サービス契約への加入取次等を行うモバイル直営事業のほかに、二次代理店である A 社に対して、移動通信機器の卸売及び携帯電話サービス契約の加入取次等の業務委託を行うモバイル代理店委託業務も行っている。

TSM では、A 社との間で、モバイル代理店委託業務において販売した端末等の販売代金等の請求と TSM がキャリアから収受した二次代理店に支払うべきインセンティブ等の支払を行う代理店精算【²⁶】を月末締めで毎月行うことにより、A 社に対する請求額を債権、支払額を債務としてそれぞれ計上した上で、翌々月 20 日に A 社と請求額と支払額をネットした精算額の収受又は支払を行っている。

代理店精算における端末等の販売代金等の請求額とインセンティブ等の支払額の純額である精算額は、TSM において、各キャリアから CSV 形式で毎月配信される前月分の精算データに基づき、Excel ファイルの代理店計算書を作成することにより計算されており、当該代理店精算書が TSM から A 社にメール送付されることで毎月の精算額の収受又は支払が行われている。

²⁴ 購入特典受領書の記載には、顧客による口座情報メールの送付後「約 3 ヶ月～4 ヶ月程度 (原文ママ)」又は「約 5 ヶ月～7 ヶ月程度 (原文ママ)」に指定された口座にキャッシュバックを振り込む旨の記載がなされていた。

²⁵ 2024 年 10 月に支払留保分につきその支払をいったん留保した TSM の対応は、当時の資金状況等からやむを得ない措置であったのかもしれないが、以降も、顧客から不払いに係るクレームが来た場合にはこれを支払う、とした措置は、その場しのぎの対応に過ぎなかったというほかない。本来は、これをいったん不払いとした時点において、今後、どのように顧客への支払を実施するかを検討すべきであったといえる。

²⁶ 代理店精算業務の業務フローの詳細については、調査報告書(2)・14～17 頁を参照されたい。

イ 過去のA社との代理店精算の状況

代理店精算における精算額の計算及び代理店精算書の作成は、各キャリアから配信された請求明細、支払明細、納品データ及び開通データ等の複数の精算データを担当者の手作業で加工・集計する必要があるとともに、精算額の計算に使用されるインセンティブの料率等が頻繁に変更されることもあり、その作業内容は非常に複雑なものとなっている。

しかしながら、作業内容を網羅的に記した正式なマニュアル等が従前は存在しなかった。そのため、精算額の計算及び代理店精算書の作成を担当していた経理財務課の担当者が休職する際、その後任の担当者に対して十分な引継ぎが行われず、その結果、前任の担当者が休職していた2022年8月から2024年4月までの期間においては、後任の担当者が精算額の計算方法を十分に理解していない状態で代理店精算書を作成することとなり、同期間における各月次のA社との精算額の計算には多くの誤りが生じることとなった。

A社は、TSMからメールで送付を受けた代理店精算書の計算結果を確認のうえ、TSMに対する債権・債務の計上を行い、その後に精算額の収受・支払を行っていたが、上述の担当者の休職期間においては、代理店精算書の計算結果に不明な点や誤りが多かったため、TSMに質問や再計算を依頼したものの、その回答が得られる前に代理店精算書の修正版や翌月の代理店精算書が送付されてくることもあり、最終的な精算額の金額についてTSMに確認できないまま、TSMに対する債権・債務を計上することとなった。

その結果、TSMとA社間の債権・債務の両社における認識額に差異が生じることとなり、2025年6月末においては、TSMにおけるA社に対する債務計上額約76百万円に対し、A社における同時点のTSMに対する債権計上額は約262百万円となっており、約186百万円の差異が生じていた。

ウ 代理店精算額の再計算結果の検証等

第2・1に記載のとおり、今般、当社において過年度決算の訂正を行うに当たり、2025年4月期の貸借対照表残高を訂正することとなったが、その訂正作業の一環として、TSMとA社間の債権・債務の金額を明確にするため、TSMにおいて2021年4月以降の代理店精算額の再計算が実施された。

この点、TSMによる代理店精算額の再計算結果は、2021年4月から2025年6月までの代理店精算において、TSMのA社に対する支払が再計算後の精算額に対して約165百万円過大（すなわち、約165百万円の過払）となっているという内容の計算結果であった。当委員会は、TSMによる2021年4月以降の代理店精算額の再計算について、当該再計算に使用されたキャリアからのデータ及び管理部経理課の担当者による精算額の計算シートの検証を行い、

その計算結果が概ね正確であり、妥当なものであるとの心証を得た。

一方で、A 社が TSM に対し差入れている店舗に係る保証金についても両社間で認識相違が生じている。TSM において計上されている A 社からの預り保証金の金額は約 75 百万円であるところ、A 社において認識している差入保証金の計上額は約 118 百万円であり、A 社の認識額が TSM の認識額に比して約 43 百万円過大となっている。

エ 代理店精算額の再計算結果に基づく A 社との交渉及びその結果

TSM は、前記再計算された精算額に基づいて A 社との間で A 社の決算日である 2025 年 6 月末時点の債権・債務の認識額を一致させようと考え、A 社に対し、当該金額に係る合意書を取り交わすことを求めた。

この点、A 社からは、前記再計算された精算額について認識相違があり、むしろ A 社において TSM に対して約 145 百万円の代理店精算に係る債権を認識している旨の回答があった。

その後、TSM と A 社との間で交渉が継続され、2026 年 4 月 30 日、両社間において、前記保証金額の認識相違額の約 43 百万円については両社が折半して約 21 百万円ずつ負担することで A 社の保証金返還請求額を約 21 百万円とし、この約 21 百万円に前記 A 社の TSM に対する代理店精算に係る債権認識額約 145 百万円を加えた約 166 百万円と TSM の過払額約 165 百万円を相殺し、相殺後の A 社の TSM に対する残債権約 1 百万円を A 社が放棄する旨の合意がなされた。

こうして、2025 年 6 月末における A 社との間の債権・債務の認識については、両社間の合意により整理される結果となった。

なお、2025 年 4 月期末の貸借対照表残高の訂正処理においては、前記の A 社との間の 2025 年 6 月末の債権・債務の合意の結果を 2025 年 4 月期末に遡り反映している。

第3 内部統制・ガバナンス体制に関する検証：委嘱事項(2)

1 第三者委員会において指摘された問題点等

第三者委員会による原因分析及び再発防止策の提言の概要は、以下のとおりである（各調査報告書の原因分析及び再発防止策の提言の項目をそのまま抜粋した。）。各指摘の内容・詳細については、各調査報告書を参照されたい。

| 第三者委員会(1) | |
|-----------------------|-----------------------|
| 原因分析【 ²⁷ 】 | |
| 1 | 会長の影響力と結果重視の企業風土の存在 |
| 2 | 会社全体のコンプライアンス意識の不足 |
| 3 | 取締役会及び監査役会の実効性欠如 |
| 4 | 不十分な職務分掌の未改善 |
| 5 | 内部監査室のモニタリング不足 |
| 6 | 現金主義による発見の遅れと経理規程の未策定 |
| 再発防止策の提言 | |
| 1 | リーダーシップ・コミュニケーションの再考 |
| 2 | コンプライアンスを徹底した経営姿勢 |
| 3 | 取締役会及び監査役会の実効性確保 |
| 4 | 担当取締役の職責の見直し（適切な分掌） |
| 5 | 内部監査室のモニタリング機能の向上 |
| 6 | 経理規程の策定と継続的な見直し |
| 7 | 有効な内部通報制度の構築 |

| 第三者委員会(2) | |
|-----------|----------------------------|
| 原因分析 | |
| 1 | 経営トップの倫理観・誠実さを欠いた姿勢・言動 |
| 2 | ガバナンスの機能不全 |
| 3 | コンプライアンス意識の鈍麻・企業会計に対する理解不足 |
| 4 | 組織風土 |
| 5 | バックオフィスの脆弱性 |
| 6 | 業務運営における透明性の欠如 |
| 再発防止策の提言 | |

²⁷ 背景事情として、「(モバイル) 業界を取り巻く環境」についての指摘がある（調査報告書(1)・25頁参照）。

| | |
|---|------------------|
| 1 | 抜本的なガバナンスの改善 |
| 2 | 役員選任プロセスの透明化 |
| 3 | 内部統制の再構築 |
| 4 | 内部監査室による監査手続の見直し |
| 5 | コンプライアンス意識の改善 |
| 6 | 企業風土の改善 |
| 7 | 権限・職務分掌の見直し |
| 8 | 業務プロセスの透明化 |

当社は、これら指摘（とりわけ第三者委員会(2)の指摘）を受け、2025年11月28日、取締役会において、大要、以下の再発防止策の策定を決議した【28】。

| 当社策定の再発防止策 | |
|------------|----------------------|
| 1 | 創業者の退任 |
| 2 | 取締役会のガバナンスの機能の強化 |
| A | 役員選解任基準の策定 |
| B | 取締役会決議事項の明確化 |
| C | 支配株主等【29】との取引の審査厳格化 |
| D | 社外取締役・監査役への経営資料の事前共有 |
| E | AI 議事録作成ツールの導入 |
| F | 取締役及び取締役会の実効性評価 |
| 3 | 監査役会のガバナンス機能の強化 |
| A | 社外監査役の増強 |
| B | 三様監査の充実 |
| 4 | 内部監査機能の強化 |
| A | 内部監査部門の独立性の確保 |
| B | 内部監査事項の拡充 |
| C | 内部監査室の強化 |

28 当社 HP「再発防止策の策定に関するお知らせ」を参照されたい。

29 「支配株主等」については、主として、当社の発行済株式（自己株式を除く。）の 33.6 パーセントの株式を保有する株式会社ジェット（以下「ジェット」という。）が想定されている。ジェットは、信文氏のほか、当社取締役であり信文氏の配偶者である石田ゆかり氏（以下「ゆかり氏」という。）らが出資する資産管理会社であるところ、信文氏ほか 2 名が同社取締役に（信文氏は代表取締役である。）、ゆかり氏が同社監査役に、それぞれ就任している。なお、当該株式保有割合は、2025 年 4 月 30 日時点の数値であり、同時点のジェット、信文氏及びゆかり氏の保有株式数を合計した場合の 3 者における当社株式の保有割合は、合計 44.43 パーセントである。

| | |
|----------|---------------------------|
| 5 | 管理部門の強化 |
| A | 新たな管理部長の選任 |
| B | 人員の補強 |
| C | 各部署における必要なスキルの整理及び適正な人員配置 |
| D | 規程類及び複雑な業務のマニュアルの整備 |
| E | 業務の標準化・自動化の促進 |
| F | 適切な職務分掌、牽制機能が働く業務プロセスの整備 |
| 6 | 組織風土の改善 |
| A | リスク・コンプライアンス委員会の設置 |
| B | コンプライアンス研修 |
| C | コンプライアンスメッセージの定期発信 |
| D | 内部通報制度の改善 |
| E | 人事評価への反映 |
| F | 社内コミュニケーションの充実 |
| G | 私用デバイスの禁止 |
| H | 改善状況のフォローアップ |

このうち、「創業者の退任」については、2025年10月3日付で当社創業者である信文氏の辞任届が当社において受理されたことにより、信文氏は、同月25日付で当社代表取締役会長等の役職を辞任した。なお、本報告書提出時点の当社の役員の状況は下記のとおりである。

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 代表取締役 | 石田雅文氏（以下「雅文氏」という。）【 ³⁰ 】 |
| 取締役 | 旭萌々子氏（以下「旭氏」という。） |
| | ゆかり氏 |
| | 深谷隆雄氏（社外取締役） |
| | 奥村竜弥氏（社外取締役。以下「奥村氏」という。） |
| 監査役 | 加藤悦生氏 |
| | 鈴木真司氏（社外監査役） |
| | 大田貴之氏（社外監査役・仮監査役。以下「大田氏」という。） |

その他、当社が策定した再発防止策の各項目の詳細やその実践状況については、仔細にわたるため、おって当社により開示が予定されている「改善計画・状況報告書」を参照されたい。本報告書においては、当社の再発防止策の実践状況に関し、当委員会が第1事案及び第2事案の原因・背景として特に着目すべき

³⁰ 雅文氏は、信文氏及びゆかり氏の長男である。

と考えた観点、主として

- ・業務プロセスにおける問題点及びその改善状況
- ・三様監査における問題点及びその改善状況
- ・経営陣における問題点及びその改善状況

の観点から、内部統制・ガバナンス体制に関する検証として重要と考えた問題点及びその是正・改善状況等について記載する。

なお、当社の取締役の中には、当委員会のインタビュー等において、上場企業としての当社の存続に固執しない旨を述べる者もいたが、当委員会はそのような前提には立っていない。当委員会の見解は、当社が第三者委員会において指摘された課題等乗り越え、当面、市場に信頼される上場企業としての存続を目指すことを前提としたものであるため、その旨を留意されたい【³¹】。

2 当委員会が重視した問題点に係る是正・改善状況及び今後の課題

(1) 業務プロセスにおける問題点及びその改善状況

ア 当委員会が重視した問題点

第三者委員会の報告書においては、第 2 事案に関連する業務プロセスに関し

代理店精算業務、在庫管理といった業務の多くは Excel ファイルなどの改ざんが容易に可能なツールにより行われている（調査報告書(2)・114 頁）

代理店精算業務を筆頭に、非常に複雑な業務についても、公式の明文のマニュアル等が存在せず、特に代理店精算業務に関するノウハウは属人的に帰属している（調査報告書(2)・114 頁）

業務プロセスに係る内部統制についても、整備・運用上の不備が散見され…、本事案に関連する代理店精算について、代理店精算業務の実態といわゆる JSOX3 点セットとの対応関係が断絶しており、虚偽記載が発生するリスクに関する見直しが行われていない（調査報告書(2)・109 頁）

³¹ 当社は、特別注意銘柄の指定を受け、2025 年 11 月 25 日付開示「東京証券取引所による特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求についてのお知らせ」において、「今回の特別注意銘柄指定を受けて、今後当社のガバナンス・内部管理体制を再整備し強化していくことで皆様からの信頼回復に向けて尽力してまいります」などと記載し、また、2025 年 12 月 23 日付開示「改善計画の策定方針に関するお知らせ」においても、「特別注意銘柄の指定解除に向け、内部管理体制等の問題を改善するための改善計画を策定することとし、その改善計画の策定及び改善計画書の提出に向けての方針を決定いたしました」などと記載して、ガバナンス・内部管理体制を改善して上場維持を図る旨を周知している。そのため、当委員会は、当社が上場維持を前提に特別注意銘柄の指定解除に向けてガバナンス・内部管理体制を改善している途上にあることを前提とした。

などとして、業務プロセスにおける脆弱性、透明性の欠如やリスク排除の不十分性が指摘されていた。

この点、当委員会においても、とりわけ第 1 事案及び第 2 事案で問題となったキャッシュバックの支払及び代理店精算に係る業務プロセスにつき、受嘱事項(1)の検証過程において、その曖昧性・複雑性・属人性が不適切な会計処理の背景として重要であると認識した。

また、当委員会は、一部（元）役員の経費処理に係る業務プロセスについても問題点を確認したことから、その問題の所在や是正・改善状況についても言及することとした。

イ 是正・改善状況及び今後の課題

(ア) キャッシュバックの管理について

前記のとおり、TSM において、支払時に費用処理されていたキャッシュバックに関し発生主義による会計処理が採用されたことにより、2025 年 4 月期第 3 四半期以降はその発生額が月次で計上されるようになった。こうして、従前はキャッシュバックの支払時まで帳簿外の債務となっていたキャッシュバックの未払額の総額が TSM の財務諸表において未払金として認識・表示されるようになった。

また、従前、管理部経理課においては、口座情報メールの送付のあった顧客のみがキャッシュバック支払のためにリスト化・管理され、口座情報メールの送付未了分を含めたキャッシュバック債務全体のリストが作成されておらず、したがって、キャッシュバック発生総額のうちどの顧客への支払が実施済みでどの顧客への支払が未了であるかなどの内訳情報が把握されていなかった。この点、2025 年 2 月以降は、キャッシュバックの未払額の発生主義による会計処理の採用とともに、管理部経理課において、顧客に約束したキャッシュバック全体がリスト化して管理されるようになり、これによりキャッシュバック発生総額に対する既払・未払の内訳情報を網羅的に把握できるようになった。

さらに、従前、キャッシュバック金額の決定等の判断が各営業店舗に委ねられており、これが第 1 事案のきっかけとなる 2023 年 3 月以降のキャッシュバックの増加及び支払遅延に繋がったと考えられるところ、現在は、一定額を超えて顧客にキャッシュバックを実施する場合には、モバイル直営事業責任者の許可を受けなければならないという運用に変更されている。もっとも、どのような場合にどの程度のキャッシュバックを許容するかなどのキャッシュバック施策決定のポリシーやその許可申請手続などについては書面化等されていない。今後、これら方針や手続を明確なものとするためにも、その整備が望まれる。

(イ) 代理店精算について

調査報告書(2)において指摘されたとおり、代理店精算の業務内容は極めて複雑であり、かつ、当該複雑な業務内容を理解しているのは管理部経理課の従業員 1 名のみであるところ、その業務プロセスがマニュアル化されていなかったことと相まって、いわゆる「ブラックボックス化」している状態であった。

この点、2025 年 12 月頃、代理店精算の業務に係るマニュアルが策定されたことにより、当該業務プロセスについて一定の透明化が図られている。

もっとも、当該マニュアル自体が極めて複雑な内容となっているため、これにより代理店精算の透明性・属人性等の問題が解消されたとはいえない。今後、当該業務プロセス自体を簡素化するとともに、これに合わせてマニュアルの内容も簡素なものとするよう、業務プロセス及びそのマニュアルの継続的な見直しが行なわれるべきである。

また、代理店精算業務については、本報告書提出時点においても主として Excel ファイルにより作業されており、第三者委員会(2)の「改ざんが容易に可能なツールにより行われている」との指摘の改善には至っていない。当該指摘の改善については、システム導入等に係る手間やコストなどに鑑みれば、決して一朝一夕に実現できるものではないと思われるが、将来的には、その業務プロセスの簡素化とともに当該改善にも取り組むことが望まれる。

なお、TSM における A 社との債権・債務の認識に係る照合作業については、A 社との債権・債務の認識に大きな乖離が生じないように、今後は、管理部経理課担当者及び経理部門責任者において、A 社と月次又は四半期ごとに代理店精算に係る債権・債務の認識を擦り合わせる打合せが実施される予定とのことである。

(ウ) 役員の経費処理について

当社は、2026 年 4 月 3 日、信文氏に対する損害賠償請求等の訴訟を提起したが【³²】、その請求内容には信文氏による経費の「私的支出にかかる不適正経費の計上」が含まれていた。当委員会の検証においては、信文氏のヒアリングが実施できなかったことなどもあり、これら経費支出がもっぱら私的な目的のために支出されたものであると断ずるには至らなかった。もっとも、この点を措くとしても、当該経費については、業務との関連性が確認されないまま費用計上されていたとのことであったため、当委員会は、このような当社における役員の経費処理に係る業務プロセスに問題があるものと考えた。

³² 当社 HP「当社による元代表取締役に対する訴訟提起に関するお知らせ」を参照されたい。

当社は、役員による経費支出の利便のために法人向けクレジットカードを取得し、これを信文氏に交付していたところ（以下、信文氏が保有していたカードを「本カード」という。）、従前、本カードの利用による支出については、その内容が十分精査されることなく「旅費交通費」として一括して費用計上されていた。具体的には、毎月、信文氏から社長室担当者に本カードの利用明細が提出され、これが社長室から管理部経理課担当者に回付されると、利用明細における支払項目の内容が精査されることなく、月次の利用額がそのまま管理部経理課担当者において「旅費交通費」として費用計上されていたとのことであった。この点、信文氏から社長室又は管理部経理課担当者に対し各支払項目に係る領収書等の証憑が提出されることはほとんどなく【33】、他方、社長室又は管理部経理課担当者から信文氏に対し本カードの利用明細の支払項目の内容についての問合せがなされることもなかったとのことである。

もっとも、本カードの利用明細上の支払項目には、インターネット通販サイトの利用履歴など、一見して当社の業務との関連性が明瞭でない項目があった。そのため、社長室又は管理部経理課担当者においては、信文氏に対し各支払項目に係る証憑やインターネット通販サイトの利用履歴の提出を求めるなどして、当社の業務との関連性を明らかにした上で会計処理すべきであったといえる。

このような本カードの利用明細に基づく一括費用計上処理は、少なくとも2000年代から2025年2月頃まで継続されており、管理部経理課担当者において、前任者によるこのような処理が漫然と引き継がれていたとのことであった。

本カードは、2025年10月の信文氏の辞任に伴い、信文氏から当社に返還され、現在は本カードの利用に係る前記のような経費処理は実施されておらず、また信文氏以外の役員経費に関し同様の処理がなされていたことはないとのことである。

本カードの利用額に係る経費計上等については税務当局から否認され、当社は、2025年7月29日、約19百万円の過少申告加算税及び重加算税の通知を受けた。これを受け当社は、同年10月、役員支出の経費に関する申請手続を明記した「取締役用 交際費等支出申請書」のフォーマットを作成し、その運用を開始している。さらに今後、当社規程において役員の経費処理手続を規定することが予定されているとのことであり、当該規程の整備等による不透明な役員の経費処理の防止が期待される。

³³ クレジットカードの利用控えの提出はあったものの、領収書等の提出はなかったとのことであった。

(2) 三様監査における問題点及びその改善状況

ア 当委員会が重視した問題点

第三者委員会の報告書においては、監査役会に関し

モバイル直営事業に関しては、各店舗での在庫・現金・不良品等といった内部監査の結果報告を受けることが主であり、キャッシュバック等を含めた経営上の問題を早期に発見・是正するための監査が実施された形跡は見当たらない(調査報告書(1)・26頁)

などとして、その実効性の欠如が指摘されていた。また、内部監査室についても

TSMにおけるキャッシュバック支払額の増加等の案件については詳細な把握はできておらず、各拠点での調査も実施できていない状況であった(調査報告書(1)・27頁)

会計監査及び組織・制度監査は実施されておらず、業務監査も...監査チェックリストに基づき実施されるにとどまっており、内部監査手続自体不十分(調査報告書(2)・109~110頁)

本社機能への内部監査が行われていない(同上)

などとしてその監査手続の不十分性が指摘されていた。

この点、当委員会において、当社の監査役会の議事録等の監査役監査の関連資料を閲覧するなどしたが、従前の当社の監査役会においては内部監査結果の報告がなされていたのみであり、また、監査役としての活動実態もほとんど確認できなかつた【34】。当委員会は、このような監査役及び監査役会の機能不全による取締役に対するけん制機能の欠如が、第三者委員会が指摘した「会長の影響力と結果重視の企業風土の存在」、「経営トップの倫理観・誠実さを欠いた姿勢・言動」を大きく助長したことが否定できないと考えた。

また、当委員会は、当社の内部監査に関しても、第1事案及び第2事案が主として当社役員による管理部経理課従業員への不適切な指示により生じていたことに鑑みれば、管理部等の本社機能に対する内部監査が実施されていなかったことが両事案の発生及び発覚の遅延に大きな影響を与えていた可能性もまた否定できないと考えた。

イ 是正・改善状況及び今後の課題

監査役監査に関しては、2025年7月に監査計画が策定され、当該監査計画に基づいて、取締役へのヒアリングなど一定の監査が実施されるようになった。

³⁴ 2025年4月期以前における、当社の監査役監査に係る監査計画や監査役監査調書等の監査役監査実施に係る資料は存在しないとのことであった。

また、2026年4月には、監査役及び内部監査室による管理部経理課に対する監査も実施され、従前は実施されていなかった本社機能に対する監査手続も実施されるようになった。

もともと、前記監査計画の見直しや管理部経理課に対する監査が当社委託に係る外部専門家の助言により進められるなど、監査役監査が自発的にけん制機能を発揮し、真に実効性あるものとして実施されているかについては未だ疑問も残り、さらなる実効性の強化が求められると考えられる。この点、2025年12月に辞任した社外監査役の欠員補充として、2026年4月9日に当社仮監査役として大田氏が選任されたところ、大田氏は、財務諸表監査の経験を有する公認会計士資格保持者であり、2026年7月開催予定の当社定時株主総会においても監査役候補者とされる予定である【35】。大田氏によれば、監査役監査において、公認会計士資格保持者数名を補助者として用いることを予定しているとのことであり、今後、より実効的な監査役監査の実施を期待しうる基盤が整いつつあるといえる。

また、内部監査室に関しては、従前の内部監査チェックリストの見直しのほか、管理部に対する内部監査チェックリストが新規策定されるなどしている【36】。しかしながら、繰り返し述べるとおり、管理部経理課における代理店精算等の業務プロセスは複雑であって、内部監査室の従業員がこれらの内容・要点を的確に把握することは現状では困難であると考えられる。そのため、本社管理部に対する内部監査が実施されるようになったからといって、これをもって直ちに本社機能へのけん制が十分にはたらくようになったとはいえない。

当社としては、内部監査室従業員らが業務プロセス上のリスクを十分理解した上で監査手続が実施できるよう、その監査能力の向上に努める【37】とともに、本報告書提出時点では2名に留まっている内部監査室の専従者の増員を含めた内部監査体制の強化により、内部監査室の監査資源の増強も図るべきである【38】。

³⁵ 当社HP「仮監査役（一時監査役職務代行者）の選任に関するお知らせ」を参照されたい。なお、大田氏は、2026年3月、当社の子会社4社の監査役にも就任している。

³⁶ 管理部経理課に対する内部監査に係るチェックリストの新規策定に当たっては、当社委託に係る外部専門家の助言により、第1事案や第2事案に係るキャッシュバック支払手続や代理店精算に関連して発生した諸問題を意識した項目が盛り込まれており、さらに役員からの不当な指示の有無を確認する項目も設けられている。

³⁷ 監査能力の向上も一朝一夕にはいかないであろうから、差し当たっては、業務プロセスの簡素化等が求められるといえよう。

³⁸ 当社によれば、内部監査室専従者の人材獲得のための募集等については、継続して実施しているとのことである。

(3) 経営陣における問題点及びその改善状況

ア 当委員会が重視した問題点

第三者委員会の調査報告書においては、信文氏に関し

会長に率直な意見を述べることは、従業員はおろか役員においても難しい状況になっている（調査報告書(1)・25頁）

本事案や多数の類似事案に石田会長が直接関与したものではないとしても、当委員会としては、このような事案を発生させた根源的な原因は、TSHDグループの経営トップである石田会長の上場企業のトップとして要求される高度な倫理観、備えるべき誠実性を欠いた姿勢・言動にあることは指摘せざるを得ない（調査報告書(2)・107頁）

TSHDグループは、長い年月をかけて、上場企業のトップとして要求される高度な倫理観、備えるべき誠実性を欠く姿勢・言動をとる石田会長の下、TSHDグループ全体にコンプライアンスや上場企業としての倫理観を軽視するマインドが形成されてしまい、経営陣に対して報告する内容は、社内資料や決算資料を改ざんしてでも良い内容にしなければならない、と考える役職員を生み、その結果、TSHDグループにおいて不正が蔓延する結果をもたらしていると考えられる（調査報告書(2)・108頁）

などと指摘があり、とりわけ調査報告書(2)においては信文氏の姿勢・言動が第2事案の「根源的な原因」であると指摘された。その上で、調査報告書(2)においては

石田会長において、新規発覚事案に自ら関与したことに対する責任は当然のこととして、本事案や類似事案の発生を許してしまったことについての責任を強く自覚するとともに、TSHDグループとして、考え得る抜本的なガバナンス改革を早急に検討すべきである。例えば、石田会長の代表権を維持したままで抜本的な改革をなし得るのかという観点から、石田会長の代表権を維持するか否か、役員としての地位を維持するか否か、TSHD株式を直接又は間接に保有することによる影響力を維持するか否かを含め、あらゆる改善施策を選択肢から外すことなく、社外役員の意見はもちろん、あらゆるステークホルダーの意見を尊重して検討し、実行することが強く望まれる（調査報告書(2)・118頁）

などと、当社において信文氏の影響力が継続することを懸念する指摘もなされた。また、第三者委員会の調査報告書においては、当社の取締役会に対する言及もあり

各会議体は通常30分程度、長くても1時間程度で終了している状況であった（調査報告書(1)・26頁）

かつてのTSHDの取締役会においては、通常、取締役会の会議資料は当

日配布され、事前に議題について検討することなく行われており、取締役会の議事録が当該取締役会の当日に用意されており、当日これに押印して作成されるという運用がされており、取締役会議事録を閲読しても、取締役会における意見交換の状況は確認できない（調査報告書(2)・108頁）

など、取締役会の形骸化の懸念が指摘されていた。

これらの指摘は、詰まるところ、当社において各事案が発生した背景に当社における信文氏の強い影響力があり、当社取締役会が当該影響力に対する適切なけん制機能を果たせていなかった旨の指摘であるといえる。

この点、当委員会は、その検証過程において、少なくとも第2事案の「新規発覚事案」【39】に関し、信文氏が主導し、その指示によって実行された旨の関係者の供述及び当該供述を裏付ける客観証拠を入手した。そのため、当委員会としては、当社において発覚した不適切な会計処理事案の少なくとも一部については信文氏が主導した可能性が高いものと認め【40】、信文氏の当社に対する影響力を排除するとともに、役員らによる不適切な指示・言動を根絶することが当社のガバナンスの再構築に当たって重要であると考えた。

イ 是正・改善状況及び今後の課題

(ア) 信文氏の当社に対する影響力に係る懸念

こうした第三者委員会の指摘を受け、当社は、策定した再発防止策の第一に「創業者の退任」を挙げている。そして既に述べたとおり、信文氏は2025年10月25日付で当社取締役等を辞任したのであって、本報告書提出時点において、当社取締役としての信文氏の当社に対する影響力は排除されている。

また、当社は、支配株主等からの不当な影響力の行使を排除するとの目的で、2026年2月、当社役員により構成される「特別審査委員会」を設置し、当社又はその子会社において支配株主等との取引を実施するに当たっては特別審査委員会の事前審査及び承認を得ることとした。特別審査委員会の委員は、

- ・（社内役員でなく）社外役員が委員の過半数を占めること
- ・支配株主等として想定されているジェットが信文氏及びゆかり氏らが出資する資産管理会社であることに鑑み、その親族を委員としないこと

などを主たる方針として選定され、本報告書提出時点において、当社取締役の旭氏、当社社外取締役の奥村氏、当社社外監査役の鈴木真司氏の3名が委員に

³⁹ 調査報告書(2)・70頁以降に記載の「代理店精算における売掛金の計上金額の調整」及び「工事費用の計上時期の調整」に係る事案である。

⁴⁰ 当委員会は、本文記載のとおり、「新規発覚事案」に係る信文氏の指示を認定しうる各証拠を入手したものの、他方で、前記のとおり、信文氏のインタビューの実現には至らなかったことから、「主導した可能性が高い」と記載した。

選任されている。当社は、このような特別審査委員会の設置・運用により、ジェットなど支配株主等との取引を介した当社に対する不当な影響力が及ばないよう手段を講じている【41】。

もつとも、これらにより信文氏の当社に対する影響力が完全に排除されたかという点、以下のとおり、そのように言い難い状況が認められる。

すなわち、信文氏が代表取締役を務めるジェットは、2025年12月27日、雅文氏を取締役から解任し【42】、平塚栄氏を取締役として選任することを議案とする臨時株主総会（以下「本件臨時総会」という。）の招集を請求した。その後、当社が本件臨時総会の招集をしなかったことから、ジェットにより、裁判所に対する本件臨時総会の招集許可申立てがなされ【43】、2026年3月31日付でその招集許可決定が下りた。このような経過を経て、本報告書提出後、本年5月28日までに本件臨時総会の開催が見込まれている。

そして、仮に本件臨時総会において前記議案のとおり決議された場合、ジェットの代表取締役が信文氏であることなどに照らせば、少なくとも外観上は、当該決議により信文氏の影響力が再び当社に及ぶことが懸念されるものといえる。実際、当委員会においてインタビューを実施した関係者には、本件臨時総会により信文氏の当社に対する影響力が復活することを不安視する心情を吐露する者もいた。

そのため、仮にそのような事態となった場合には、当社として、そのような事態においても信文氏の影響力等が排除できること、又は信文氏の影響力いかに関わらず当社のガバナンス・内部管理体制の再整備・強化が可能であることについて、会計監査人（本報告書提出時点においては監査法人アリア）、東京証券取引所等の関係者や市場の信頼を得る必要があり、そのための施策を講じる必要がある。そして、このような信頼が得られない限り、当社が上場企業として存続することは極めて困難であるといわざるを得ない。

（イ）取締役会の形骸化等に係る懸念

41 なお、特別審査委員会設置後において当社と支配株主等との取引が検討されたことはなく、本報告書提出時点においては特別審査委員会が開催されたことはないとのことである。

42 臨時株主総会招集請求書によれば、雅文氏の解任を求める趣旨は、雅文氏の「経営判断、特に主力であるモバイル通信事業の将来展望及び重要資産の運用方針については、当社の持続的な企業価値の維持・向上という観点から重大な疑義が生じている」ことなどから「同氏には今後の経営を委ねることは適切ではない」とのことである。

43 本件臨時総会の招集については、ジェットによる本件臨時総会の招集許可申立て（2026年1月23日付。当社は同年2月17日付で同申立てに係る申立書の送達を受けている。）後の2026年2月24日付当社取締役会において議案とされたが、これを招集しない方針が決議されている。

当委員会は、一部の当社取締役会（2026年2月9日、同年3月9日及び同年4月30日）に陪席したほか、それ以外の取締役会の録画記録や議事録【44】を閲覧するなどした。当委員会としては、少なくとも2026年1月以降の取締役会においては、活発な議論が交わされており、長いものでは2時間程度の議論におよぶ取締役会もあるなど、決して形骸化した取締役会が展開されているというような状況にはないとの印象を受けた。

このように、取締役会において役員間の議論が活発に交わされること自体には肯定的な側面がある一方で、当社取締役会における議論の状況から、その背景に雅文氏とゆかり氏との対立関係があるものと推察された。当委員会は、このような対立関係が、後記（エ）の事情と合わせ、当社の意思決定・事業活動等に及ぼす影響を懸念した。

（ウ）子会社株主総会の運用に係る懸念

後記（エ）「子会社監査役による取締役の行為の差止めについて」の前提として、これに関連した当社子会社の株主総会の運用に係る懸念について述べる。

当社には、TSMのほか、トーシンコーポレーション株式会社（以下「TSC」という。）、トーシンリゾート株式会社（以下「TSR」という。）、株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部（以下「伊良湖ゴルフ倶楽部」という。）の合計4社の子会社がある。このうち、TSCを除く3社については当社が100パーセントの議決権を有する完全子会社であるが【45】、TSCの株主構成については当社が90パーセント、ジェットが10パーセントとなっており、議決権の10パーセントをジェットが保有している。

そして、当社は、従前から、TSCを含めた子会社の株主総会決議に関し、株主総会を実際には開催せず、その議事録を作成する運用としていたとのことであった。

この点、信文氏の当社及び子会社役員の辞任により、各子会社において取締役の欠員が生じたことから、当社は、2025年10月下旬頃、従前どおりの運用により、2025年10月31日付で奥村氏を取締役として選任する旨の各子会社の株主総会議事録を作成し、その旨を登記した【46】。もともと、TSCに関しては、前記のとおりジェットが10パーセントの議決権を有することから、ジ

44 当社の取締役会議事録は、2025年9月以前は長いものでもA4・3枚程度であったが、同年10月以降は概ねA4・7～8枚程度、多いもので十数枚程度となっており、取締役会における議論の内容につき詳細に議事録に記録されるようになったものと認められる。

45 ただし、伊良湖ゴルフ倶楽部についてはTSRを介した当社の完全子会社である。

46 2025年10月当時、TSCの定款においては、取締役会設置会社であり取締役の人数を3名以上とするものと定められており、信文氏辞任前のTSC取締役は、信文氏、雅文氏、旭氏の3名であった。なお、同時点におけるTSC監査役は、ゆかり氏であった。

ジェットに対する株主総会開催の通知が必要であったところ、ジェットに対してその招集の通知はなされていなかった。

このように、従前の当社子会社の株主総会の運用については、少なくとも TSC に関していえば、当社以外に株主（ジェット）がいることからその招集手続に瑕疵を伴うものであったと考えられる。この点、ジェットの代表取締役である信文氏が当社の役員等であった時期においては、ジェットへの招集通知を欠いたとしてもその瑕疵が表面化することはなかったが、信文氏の辞任後においてはこれが表面化し、ゆかり氏は、TSC の 2025 年 10 月 31 日付株主総会決議及び議事録に違法性がある旨を度々指摘するようになった。

TSC に関し、2025 年 12 月 25 日以降開催に係る株主総会については、ジェットに対する招集通知が送付されるようになったとのことであるが、前記のような混乱を避けるため、当社において、各子会社の株主総会の招集・開催及び議決権の行使についてどのような運用が適切か、再度整理し明確化すべきである。

(エ) 子会社監査役による取締役の行為の差止めについて

2026 年 1 月 16 日、ゆかり氏が名古屋地方裁判所に対し、当社子会社である TSC の監査役の立場において、TSC が保有する不動産の売却等の差止め仮処分命令を求める申立て（以下「**本件差止め**」という。）【47】を行った。

ここで「TSC が保有する不動産の売却等」について補足すると、当社は、資金不足の解消を理由として、2025 年 11 月 25 日、当社取締役会において、愛知県名古屋市中区栄に所在する「TOSHIN 広小路本町ビル」（TSC が所有していた土地及び建物であり、以下「**本物件**」という。）に係る「入札による優先交渉権付与」を決議【48】し、本物件の譲渡を予定している旨の開示を行っていた【49】。本物件については、さらに 2025 年 12 月 23 日、TSC の取締役会（以下「**本取締役会**」という。）において、これを譲渡する旨の決議がなされた【50】。

47 本件差止めは、会社法第 385 条第 1 項に基づく監査役による違法行為の差止め請求（取締役の「会社目的外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為」をやめることの請求）を根拠とする申立てである。

48 会社法第 370 条による取締役会のみなし決議であり、当該のみなし決議に関しては、全取締役が異議を述べなかった。この点、ゆかり氏は、他の役員に対し「※誠に遺憾であります。良い土地物件を手放すことを大変残念であり、納得しかねます。※それでも受け入れなくてはならない現実、社長に失望致します。『異議御座いません。』」などとメール送信し、本物件の譲渡に不服ではあるものの異議がない旨の意見を述べた。

49 当社 HP「固定資産の譲渡及び特別利益の計上に関するお知らせ」を参照されたい。

50 ただし、前記の 2025 年 10 月 31 日付株主総会決議の招集手続の瑕疵の問題があったため、当社（又は TSC）としては、2025 年 12 月 25 日付で TSC 株主総会を開催し、取締役

このような経過を経て申し立てられた本件差止めは、その申立書（以下「**本申立書**」という。）によれば、本物件の売却が取締役会決議による承認を要する「重要な財産の処分」（会社法第 362 条第 4 項第 1 号）に該当することを前提に「取締役会決議による承認を得ずに当社の重要な財産の処分を決定した」点を違法事由として主張するものであった。そしてゆかり氏は、2026 年 1 月 21 日、本件差止めに加え、前記同様、TSC 取締役会決議の欠如を主たる理由として本物件の売買契約の履行等を取りやめるよう要請する書面（以下「**本書面**」という。）を本物件の買主に対して送付した。もともと、2026 年 1 月 28 日にゆかり氏が本件差止めを取下げ、本物件の譲渡手続は 2026 年 1 月 30 日に完了した【51】。

この点、当委員会は、本物件の譲渡を承認した本取締役会にゆかり氏も監査役として出席していたことを踏まえ、TSC 取締役会決議の「欠如」が本申立書や本書面における違法事由とされた理由に疑問を覚えた。そして、ゆかり氏は、当委員会のインタビューにおいて、本件差止め及び本書面送付の理由につき「本物件の売却を止めたかった」などと述べた上、ゆかり氏が想定していた違法事由につき

- ・ TSC 取締役として奥村氏が選任された 2025 年 10 月 31 日付 TSC 株主総会につき議事録が存在するのみで開催されておらず違法であること
- ・ 本物件の売却が不当な廉価売却に当たること

などと述べた【52】。もともと、少なくともこれら違法事由は、本申立書や本書面には何ら記載されていなかった。

当委員会は、本取締役会決議の有効性や本物件の売却の有効性等については、受嘱事項の範囲外の事項として個別にその意見を述べることはしない。もともと、ゆかり氏による本件差止めや本書面の送付、とりわけ本書面の送付に関しては、これにより取引先の本物件の購入及び履行の意思に重大な影響を及ぼす可能性があり、ひいては当社（又は当社グループ）の資金調達を困難ならしめるおそれも否定できないことが自明といえるところ、その送付に当たっては、本来、先んじて本物件の売却等の有効性についての当社（又は TSC）内部における十分な議論を経た上での慎重な判断・検討がなされるべきであったものと考えらる。

会を廃止する定款変更を決議するとともに、TSC の全取締役において本物件を譲渡する旨を決定したとのことである。

51 当社 HP「(経過開示) 固定資産の譲渡完了に関するお知らせ」を参照されたい。

52 当委員会は、ゆかり氏の主張する各違法事由の法律構成やその適否については受嘱事項の範囲外であると判断し、本報告書において意見を述べない。

この点、ゆかり氏が当社取締役会等において2025年10月31日付TSC株主総会の有効性等への疑義を指摘している場面はみられたものの、当社（又はTSC）内部において、TSC取締役会決議の欠缺を違法事由とした本物件の譲渡の中止等について本件差止め前に議論されたような形跡は見当たらない。そのような観点において、ゆかり氏による本書面の送付には、当社取締役又はTSC監査役として軽率な側面があったと指摘せざるを得ない。

当社としては、当社内部での十分な議論・慎重な検討のないまま取引先に対し本書面が送付されてしまった経緯・真因等を検討し、今後、同様の事態が生じないような措置を講ずるべきといえる。

なお、受嘱事項(2)に係る当委員会の指摘をまとめると、下記のとおりとなる。

| 業務プロセスに係る指摘 | |
|-------------|---------------------------------|
| | キャッシュバック施策の決定方針・決定手続の整備 |
| | 代理店精算等の業務プロセスの不透明性に係る継続的な見直し |
| | 役員経費の処理手続の整備 |
| 三様監査に係る指摘 | |
| | より実効的な監査役監査の実施 |
| | 専従者の増員を含む内部監査室の監査能力・資源の増強 |
| 経営陣に係る指摘 | |
| | 信文氏の当社に対する影響力を踏まえた上場維持のための施策の検討 |
| | 子会社株主総会の開催手続等の明確化 |

第4 携帯電話事業におけるキャッシュバックに関する契約上及び法令上の問題の有無に関する検証：委嘱事項(3)

1 委嘱事項(3)の概要

当社は、2025年10月以降、外部機関より、携帯電話事業におけるキャッシュバックに関する契約上及び法令上の問題点に係る指摘を受けるようになった。当社が外部機関から指摘を受けた問題点は、大要、下記の2点である。

指摘1

TSMにおいて顧客との間でキャリア切替えの契約（以下「MNP契約」という。）の締結を媒介等する際、同一名義での複数契約がなされている事例等があるところ、このような事例が関係法令等（主として電気通信事業法及びその関係法令等を指す。以下同じ。）に抵触しないか。また、TSMとキャリアとの契約に違反しないか。

指摘2

TSMにおいて顧客との間でMNP契約の締結を媒介等する際、顧客に対し1件当たり2万円を超えたキャッシュバック施策を約する事例について、このような事例が関係法令等に抵触しないか。また、TSMとキャリアとの契約に違反しないか。

当委員会は、当社から、これら問題点に係る契約上及び法令上の問題の有無に関する検証を委嘱されたことから、本項において当委員会の見解を示す。

2 指摘1について

(1) 問題の所在

外部機関による指摘1は、より具体的には、

当社において実施されたキャッシュバック施策に係る顧客等データにおいて

- ①同一人が複数日連続して複数の回線契約を締結し、単日だと5回線を超過しないものの、複数日の契約を合計すると5回線を超過する事例
- ②同一人が同一日に店舗をまたがって5回線超の契約を締結している事例
- ③複数人が複数契約を締結しているもののキャッシュバックの振込口座が特定人のものになっている事例

等が見受けられるところ、これらが関係法令等に抵触し、またはTSMとキャリアとの契約に違反しないか

との指摘である。指摘 1 は、要するに、これら事例が個人 1 名につき 5 回線までの契約を上限とする「自主規制ルール」等に違反しないかとの指摘であり、ひいては回線契約の実態に疑義があり、虚偽・架空のものと認められる回線契約（以下「不正契約」という。）等に該当しないか、との指摘であると考えられる。

そのため、以下では、自主規制ルールとの関係について述べた上、これら事例が、不正契約に該当する可能性やその場合の影響について記載する。

（２）自主規制ルールとの関係

「自主規制ルール」とは、2009 年頃から大手キャリアにおいて実施されている、いわゆる振り込め詐欺の被害防止策の取組みの一環としての個人契約に係る契約回線数の制限施策のことをいう（以下、単に「自主規制ルール」という。）。自主規制ルールは、2009 年当時、振り込め詐欺の被害が増加し、社会問題化していたことを踏まえ、携帯電話・PHS の不正契約の防止強化を目的として導入された大手キャリアにおける取組みであり、その目的につき「同一名義での大量不正契約の防止を図るため」と明記されている。

自主規制ルールにおいては、「原則として、個人契約の契約回線数を 5 回線までに制限」することとされているところ【⁵³】、TSM によれば、1 個人につき 5 回線超の契約が締結されないようシステム上の措置が講じられており、仮に契約申込みにより 5 回線超となる場合には、基本的にはシステムエラーが出るなどして契約申込み・締結ができないような仕組みになっているとのことである。

ところで、自主規制ルールは、あくまでキャリアが「自主規制」として導入した取組みであり、法令等により 5 回線を超える個人契約の締結が規制されているわけではない。また、自主規制ルールの定める 5 回線の上限規制は、回線契約が各キャリアにおいてそれぞれ締結・管理されている関係上、キャリアごとに契約回線数が判断されるはずであり、自主規制ルールが複数のキャリアにおける合計 5 回線超の個人契約を想定したものとは考え難い。そうすると、自主規制ルールは、あくまで同一キャリアにおいて同時に締結する「個人契約の契約回線数を 5 回線までに制限」とするキャリアごとの自主規制と考えられる。

このような検討を前提に、当委員会において、外部機関が指摘する「①同一人が複数日連続して複数の回線契約を締結し、単日だと 5 回線を超過しない

⁵³ 一般社団法人電気通信事業者協会 HP「振り込め詐欺の被害防止対策の取組みについて」（2009 年 1 月 15 日）を参照されたい。

ものの、複数日の契約を合計すると 5 回線を超過する事例」、「②同一人が同一日に店舗をまたがって 5 回線超の契約を締結している事例」などを確認したところ、実際には、同一キャリアにおいて同一人が同時に 5 回線超の契約を締結している事例は認められなかった。

そのため、自主規制ルールに抵触するような回線契約は不見当であった。

(3) 不正契約の可能性とその影響

ア 不正契約が財務諸表に及ぼす影響

他方で、自主規制ルールの目的が「同一名義での大量不正契約の防止を図るため」とされるとおり、同一名義での大量契約等が不正契約に繋がりにかぬないこと自体は否定しがたい。

この点、関係法令等においては、本人確認の徹底による不正契約の防止が図られている。携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（以下「不正利用防止法」という。）は、キャリア又はキャリアから回線契約締結の媒介を委託された媒介業者等【54】に対し、回線契約者の氏名、住居及び生年月日等の本人特定事項に係る契約締結時の本人確認を実施することを課している（不正利用防止法第 3 条及び第 6 条）。不正利用防止法に基づく本人確認の趣旨は、「契約者の管理体制の整備を促進して契約者を特定できない携帯電話等の流通を防止する」こと等であると解されるところ【55】、ここでいう不正利用とはすなわち、契約者を特定できない回線契約等に係る携帯電話の利用などを指すものと解される。

このような不正利用防止法の趣旨は、キャリアと代理店との契約にも反映されているものと考えられ、TSM とキャリアとの契約においては、TSM が不正契約の申込みを取り次いだときなど、一定の場合において、キャリアから TSM への委託費の返還等を認める旨の条項が設けられている。

そして、実際に TSM においては、過去、店舗従業員による不正契約の発覚により、キャリアに対し委託費の一部の返還等を求められたことがあった【56】。すなわち、2023 年 11 月頃、TSM は、一部店舗において不正契約が実施されている疑義がある旨の連絡をキャリアから受け、これに基づいて社内調査を実施したところ、一部店舗従業員らによって、主として従業員の契約獲得数に係

54 「媒介業者等」とは「携帯音声通信事業者のために役務提供契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者」をいい、TSM などの販売代理店などがこれに該当する。

55 総務省 HP「Q&A-携帯音声通信事業者向け（2026 年 4 月 1 日改訂）」を参照されたい。

56 調査報告書(1)・24 頁において「不正契約とキャリアからの請求」と指摘されている事案である。

る個人成績の水増しの目的で、架空の者を利用者とする回線契約の申込みがなされていたことを覚知した(以下「店舗従業員による不正契約事案」という。)。TSMは、2025年2月、店舗従業員による不正契約事案に関し、キャリアから約18百万円の返還等を求められたことから、同年3月にこれを支払った。TSMにおいては、現在、不正契約事案に関与した従業員らに対する損害賠償請求訴訟を提起し、その責任追及を行っているところである。

このような店舗従業員による不正契約事案の顛末からすれば、TSMにおいて不正契約が発覚した場合には、キャリアから委託費の返還等を求められる可能性が高く、そのため、仮にそのような疑義が認められる場合には、キャリアからの委託費の返還請求等に係る引当金の計上などの会計処理等が必要な場合も想定される。

イ 不正契約に係る具体的な疑義の有無

当委員会は、受嘱事項(1)のキャッシュバックの未払額に係る検証において作成した、直近3年間のTSMにおけるキャッシュバック発生総額の一覧を精査するなどして、不正契約の疑義の認められる回線契約の有無を確認したが、具体的な疑義までは確認されなかった。外部機関が指摘する「③複数人が複数契約を締結しているもののキャッシュバックの振込口座が特定人のものになっている事例」についても、確かにそのような事例は見当てるものの、これらは基本的には顧客間の関係性等により特定の口座をキャッシュバックの振込先口座にまとめて指定した事例であると認められ、これをもって直ちに不正契約の疑義があると判断されるようなものとはいえなかった。

また、当社によれば、現在、新たにキャリアから不正契約の疑義を指摘されているような事例はないとのことであり、店舗従業員による不正契約事案のような具体的なリスクの認められる事例は存在しないとのことであった。

以上から、当委員会は、外部機関の指摘する事例が、関係法令等に抵触し、あるいはキャリアとの契約に違反するといった事態は、直ちには想定されないものと考えた。

3 指摘2について

(1) 問題の所在

指摘2の検討の前提として、これに関係する関係法令等、具体的には電気通信事業法(以下、単に「法」という。)第27条の3及び総務省ガイドラインについて簡潔に説明する。

まず、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号は、電気通信事業者（同条第 1 項にいう指定電気通信事業者であり、いわゆる「キャリア」）に対し、電気通信設備（いわゆる「端末」）の販売等に関する契約の締結に際して通信料金等の割引を行うこと【57】のほか、電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供として総務省令（法施行規則第 22 条の 2 の 16）で定めるものを約すること等を禁じているところ、当該規制は TSM などの届出媒介等業務受託者（いわゆる「代理店」）にも準用される（法第 73 条の 3）。この点、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号は、「電気通信設備の販売等…に関する契約の締結に際し」と規定されているとおり、端末の販売に伴う利益の提供等が適用対象となり、端末の販売等を伴わない MNP 契約の締結には直接適用されない。そのため、TSM による端末等の販売を伴わない MNP 契約の締結については法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号及び法第 73 条の 3 の適用はない。

他方、総務省ガイドラインは、法第 27 条の 3 の適用がない場合でもキャッシュバック金額等の上限規制が及びうる旨を示唆しており、具体的には、総務省ガイドラインにおいては、

法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する「端末の販売等に際して」ではない「新規契約」を条件として行う利益の提供については、通信料金の割引を行うものであれば、法第 29 条第 1 項第 5 号に規定する要件に該当する可能性があり、それ以外のものであれば、電気通信事業者と届出媒介等業務受託者の利益の提供額が合計で 2 万円（税抜）を超える場合には、同項第 12 号に規定する要件に該当する可能性がある（総務省ガイドライン・28～29 頁、ただし下線は当委員会によるもの。以下、「2 万円規制」という。）

と記載されている。これは、端末の販売等を伴わない「新規契約」【58】の場合、すなわち MNP 契約の締結により新たに通信契約が締結され、SIM カードのみが交付されるような場合においても、その際にキャッシュバックの合計額が税抜 2 万円を超える場合には、「電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれ」（法第 29 条第 1 項第 12 号）があるものとして、電気通信事業者に対す

57 法第 27 条の 3 第 2 項 1 号において「当該移動電気通信役務の料金を当該契約の締結をしない場合におけるものより有利なものとする」と規定されている。

58 総務省ガイドラインにおける「新規契約」については、「端末の値引き等の利益の提供が禁止される条件である『新規契約』は、新たな通信契約を締結することのみを条件としているものをいう。既に契約を締結している場合に、契約の対象となる回線を追加することでも、『新規契約』に当たる。また、MNP 制度により他の電気通信事業者から移行して行うものに限定している場合など新たな通信契約を締結することの一部のみを対象とする場合も、『新規契約』に当たる。」との説明がある（総務省ガイドライン・29 頁）。

る業務改善命令（法第 29 条第 1 項）の対象となりうる旨の総務省の見解である。

そのため、外部機関からの指摘 2 は、TSM が MNP 契約の締結に関して 2 万円を超えたキャッシュバックを実施することが、このような総務省ガイドライン（2 万円規制）に抵触し、法第 29 条第 1 項にいう業務改善命令の対象とならないか、との指摘であると思われる。

（２）関係法令等への抵触の有無

前提として、契約獲得のために顧客に対してどのようなキャッシュバック施策を実施するかについては、契約自由の原則のもと、特段の規制等のない限り、各事業者の意思及び判断に委ねられているものというべきである。

この点、2 万円規制は、あくまで法第 29 条第 1 項への抵触に関する指摘であるところ、法第 29 条第 1 項にいう業務改善命令の名宛人は電気通信事業者（キャリア）であり、届出媒介等業務受託者（代理店）ではない【59】。そうすると、2 万円規制は、基本的には電気通信事業者（キャリア）をその名宛人として想定したものと考えられ、少なくとも、届出媒介等業務受託者（代理店）を直接の対象とした指摘とは考え難い。

もちろん、電気通信事業者（キャリア）が 2 万円規制の潜脱を企図し、届出媒介等業務受託者（代理店）への指示又は共謀などにより、両者のキャッシュバック金額を合わせて 2 万円超としていた場合などにおいては、そのような運用が 2 万円規制に抵触し、法第 29 条第 1 項の電気通信事業者（キャリア）に対する業務改善命令がなされることは想定しうるが【60】、届出媒介等業務受託者（代理店）が独自の判断において 2 万円を超えるキャッシュバックを約束した場合などにも電気通信事業者（キャリア）に対する業務改善命令がなされるとまでは解し難い。

そのため、TSM が MNP 契約の締結に関して顧客に対し 1 件当たり 2 万円を超えたキャッシュバックを実施することは、関係法令等には抵触しないものと考えられる。

59 法第 29 条第 1 項は、届出媒介等業務受託者に準用されていない（法第 73 条の 3）。また、届出媒介等業務受託者に対する業務改善命令の対象は、法第 73 条の 3 によって準用される法第 26 条第 1 項、第 27 条の 2、第 27 条の 3 第 2 項の規定に違反した場合に限定されている。

60 前記総務省ガイドラインの「電気通信事業者と届出媒介等業務受託者の利益の提供額が合計で 2 万円（税抜）を超える場合」との記載は、正にこのような 2 万円規制潜脱の事例を意識しているものといえよう。

(3) キャリアとの契約違反の有無

TSM とキャリアとの業務委託契約においては、TSM において、電気通信事業法等の関係法令のほか、監督官庁等の指示、指導、ガイドライン等（すなわち、本報告書にいう「関係法令等」。）についても遵守することが求められている。

もつとも、ここで遵守の対象となるのは、原則として TSM を名宛人とする関係法令等の規制等であると解される。2 万円規制との関係についていえば、TSM がキャリアとの契約において負うべき義務は、キャリアからの 2 万円規制潜脱の指示等に安易に応じないといった間接的な遵守義務にとどまるものと解される。

また、TSM が顧客に対して約するキャッシュバックは、あくまで TSM と顧客との 2 者間の合意に基づくものであって、その施策内容については、原則としてキャリアからの拘束を受けるものでもない。TSM とキャリアとの契約関係に照らしても、TSM が顧客に実施するキャッシュバック等の施策の内容をキャリアが拘束できるとするような合意や条項は見当たらない。

そのため、TSM が MNP 契約の締結に関して顧客に対し 1 件当たり 2 万円を超えたキャッシュバックを実施することは、キャリアとの契約にも違反しないと考えられる。

第5 結び

当委員会の各受嘱事項に係る検証結果の報告は以上である。

当委員会は、その検証過程を経て、概して、当社のガバナンス体制等の改善の取組みが進捗しているものと認めた。他方で、当社は、当面において、ジェットを介した信文氏の影響力が当社に及びうることを踏まえた上、それでもなお上場企業としての当社の信頼、各利害関係者や市場の信頼を得るための施策を検討・実行することを継続すべきである。

そのような施策の実行が困難を伴うことは明らかであるが、このような困難を克服することこそが、不適切な会計処理を伴う事案を立て続けに発生させ、そのガバナンス体制等の是正のために2度の第三者委員会を設置したのみならず、当委員会まで設置せざるを得なかった当社に与えられた、真の課題であると考えられる。

【別紙】

当委員会が信文氏に送付した内容証明郵便の記載内容

前略

当職らは、株式会社トーシンホールディングス（以下「TSHD」）から同社の過年度有価証券報告書の訂正報告書等や内部統制・ガバナンス体制の検証等につき委嘱を受けた社内検証委員会（以下「当委員会」）の委員です。

当委員会は、これら検証の一環として、TSHD の前代表取締役であった貴殿から直接お話を伺う機会を頂戴したいと考えております。お伺いしたい事項は、2 度にわたる第三者委員会の調査結果に対する貴殿の受け止めやご意見、株式会社ジェット様による臨時株主総会の招集請求の背景、今後の TSHD の経営への関与に係るご意向などです。また、貴殿から当委員会にお伝えになりたい事項がありましたら当該事項についてもお伺いしたいと考えており、2 時間程度の面談の機会を設定させていただきたく存じます。

つきましては、面談日時及び場所のご調整をお願いしたく、当委員会宛にご連絡頂戴できますと幸甚です。なお、当該面談につきましては、対面、WEB 会議のいずれでも構いません。

恐れ入りますが、取り急ぎ下記の連絡先までご一報いただくようお願い申し上げます

…（注：当委員会の委員のメールアドレス及び携帯電話番号を記載していた。）

ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

草々